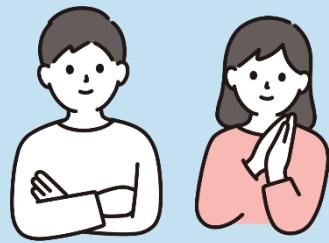


＼令和 8 年度から提出書類が追加されます／

自 営 業 を 証 明 す る 書 類 に つ い て



令和 8 年度の入所・入園受付から、保護者の「保育を必要とする理由」が就労、なおかつ保護者本人が自営業主・フリーランス等の場合、就労証明書とあわせて以下の書類の提出が必要となりました。

■現在、自営業を営んでいる場合

①については従来通り記入、あわせて②開業の確認、③事業の実態確認をさせていただきます。

- ① 就労証明書
- ② 開業届、営業許可証、登記事項証明書の複写のうちいずれか 1 点
- ③ 直近の確定申告の写しまたは請負契約書、請求書、納品書、売上伝票など自営業の実態が確認できるものいずれか 1 点

内職等で業務委託先が固定であり、委託先が就労証明書を記入することが可能な場合は、委託先から証明を受けた就労証明書で証明可能です。

■これから開業する場合

これから開業する場合は従来と変わらず、求職活動申立書を提出してください。

ただし、その後 3 か月以内に上記①～③を提出していただきます。

- ・求職活動申立書
- * 3 か月以内に開業し、上記①～③を提出すること

不明な点があれば、以下までお問い合わせください。

問い合わせ先：小豆島町こども教育課 ☎0879-82-7014